

○ 警視庁警察署地域警察運営規程

昭和 44 年 10 月 15 日  
訓 令 甲 第 2 8 号  
存 続 期 間

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 職務及び事件処理（第 4 条・第 5 条）
- 第 3 章 運用及び勤務時間（第 5 条の 2—第 9 条）
- 第 4 章 地域警察活動
  - 第 1 節 運用計画等（第 10 条—第 19 条）
  - 第 2 節 警戒活動等（第 20 条—第 26 条）
  - 第 3 節 幹部等の職務（第 27 条—第 30 条）
  - 第 4 節 交番相談員（第 30 条の 2）
  - 第 5 節 地域安全サポーター（第 30 条の 3）
- 第 5 章 補則（第 31 条—第 34 条）
- 付 則

第 1 章 総則

（目的、準拠）

- 第 1 条 この規程は、地域警察運営規則（昭和 44 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「規則」という。）、警視庁組織規則（昭和 47 年 4 月 1 日東京都公安委員会規則第 2 号）及び地域安全センター及び地域安全サポーターに関する規程（平成 19 年 3 月 16 日東京都公安委員会規程第 1 号）に基づき、警察署における地域警察の運営及び活動について必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 警察署における地域警察の運営及び活動については、別に定めのあるもののほかこの規程の定めるところによる。

（用語の意義）

- 第 2 条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 地域警察幹部とは、地域警察の職務を行うほか、部下に対して指揮監督及び指導教養に当たる巡査部長以上の階級にある警察官をいう。
  - (2) 巡回連絡専従員とは、特定の所管区において、主として巡回連絡に専従する警察官をいう。
  - (3) 交番その他の派出所とは、交番、警備派出所及び水上派出所（東京湾岸警察署の管轄区域のうち、警備艇が配置され、その活動の拠点となっている派出所をいう。以下同じ。）をいう。
  - (4) 交番等とは、交番その他の派出所、地区交番、駐在所及び署所在地をいう。
  - (5) ブロックとは、原則として数所管区を組み合わせた区域をいう。
  - (6) 活動単位とは、地域警察の組織を構成する交番等、巡回連絡専従員、警ら用無線自動車、

移動交番車、警備艇及び警ら隊をいう。

- (7) 地域警察用車両とは、地域警察活動の用に供する自動車（警ら用無線自動車及び移動交番車を除く。）及び原動機付自転車をいう。

(運営の基本)

第3条 警察署長(以下「署長」という。)は、次の各号を地域警察運営の基本として、その適正を期さなければならない。

- (1) 管内の実態に即応した地域警察体制を樹立し、効率的運営を図ること。
- (2) 他の警察部門と緊密に連携し、地域警察の組織的機能の発揮に努めること。
- (3) 各活動単位が、それぞれの機能の特性が十分に発揮されるよう相互連携に配慮して、運用を図ること。
- (4) 交番等は、警察事象の発生状況及び住民感情を勘案して、弾力的運用を図ること。この場合において、交番は、常時開所を原則とすること。
- (5) 地域警察官が地域責任を高め、地域とのふれあいを深めながら、実態を的確に把握し、都民の理解と協力を得るように運用すること。
- (6) 地域警察官の人事管理の適正、事務の合理化及び地域警察官の勤務条件その他の処遇の改善に努めること。

## 第2章 職務及び事件処理

(地域警察の職務)

第4条 地域警察は、地域の実態を把握して、その実態に即し、かつ、住民の意見及び要望にこたえた活動を行うとともに、常に警戒体制を保持し、すべての警察事象に即応する態勢をもつて、警視庁警察署組織規程（昭和48年8月30日訓令甲第19号）第10条に定める諸般の警察活動を行うものとする。

(事件事故の処理範囲等)

第5条 前条の職務のうち、事件事故の処理範囲及び処理要領については、地域部長が関係部長と協議して定めるものとする。

## 第3章 運用及び勤務時間

(課長代理の担当事務)

第5条の2 地域課課長代理（以下「課長代理」という。）の担当事務は、警視庁警察署組織規程第6条の規定に基づき、署情及び課長代理の配置数を勘案して署長が定めるものとする。

(係の編成及び勤務種別)

第6条 地域警察の係の編成及び勤務種別は、次表のとおりとする。

係	勤務種別	備考
地域総務	統括係長又は上席係長	地域総務係に複数の係長を配置する場合の勤務種別は、統括係長又は上席係長、総務担当係長及び交番担当係長とする。
	ブロック担当係長	
	交番	

地域第一～ 地域第四	駐在所	
	署所在地	
	警備派出所	
	水上派出所	
	警ら用無線自動車	
	移動交番車	
	警備艇	
	基地局	
	警ら隊	警ら隊は、地域課長の直轄運用とする。

- 2 各勤務種別の地域警察官の配置定数は、地域部長の定める配置基準に基づき、署長が定めるものとする。
- 3 地域第一係から地域第四係に配置する係長の勤務種別は、警視庁複数警部補制運用要綱（平成15年2月3日通達甲（副監．総．企．管）第1号）及び地域部長の定める基準に基づき、署長が定めるものとする。
- 4 地域各係に配置する巡査部長（以下「主任」という。）の運用は、地域部長の定める基準に基づき、署長が定めるものとする。

（運用の区分）

第7条 地域警察は、次の区分に従い、運用するものとする。

(1) 毎日制

ア 地域課長（地区交番所長を含む。）及び課長代理（地区交番所長代理を含む。ただし、次号アの（ア）及びイの（ア）のものを除く。）

イ 警ら隊及び駐在所通勤勤務の警察官

ウ その他署長の指定する地域警察官

(2) 交替制

ア 4部制

（ア）署長の指定する課長代理

（イ）地域第一係、地域第二係、地域第三係及び地域第四係に所属する警察官（地区交番勤務の警察官を含む。）

イ 指定当番制

（ア）署長の指定する課長代理

（イ）その他署長の指定する地域警察官

ウ 本署交替制

地域総務係に所属する警察官（交番担当係長を除く。）

(3) 駐在制

駐在所常駐勤務の警察官

- 2 署長は、前項の運用区分により難しい場合は、地域部長が別に定める基準に従い、これを変更して運用することができる。ただし、駐在所を毎日制で運用する場合は、地域部長に報告しなければならない。

第8条 削除

(勤務時間等)

第9条 地域警察官の勤務時間等は、次の各号のとおりとし、出勤時刻及び勤務終了時刻については管内の警察事象等地域の実態を勘案し、各号の表に定める基準に基づき署長が定めるものとする。

(1) 交替制

当務別	出勤時刻	勤務終了時刻	総時間	勤務時間	休憩時間
日勤	原則として午前8時30分	原則として午後5時15分	8.45	7.45	1.00
第一当番	午前7時30分から 午前9時30分までの間	午後4時15分から 午後6時15分までの間	8.45	7.45	1.00
第二当番	午後2時30分から 午後4時00分までの間	翌午前9時30分から 午前11時00分までの間	19.00	15.00	4.00
早出第二当番	午前8時30分から 午前9時30分までの間	翌午前9時30分から 午前10時30分までの間	25.00	18.30	6.30
摘要	1 第一当番及び第二当番の勤務時間には、点検、訓授及び指示時間を含む。 2 早出第二当番は、原則として4週を通じ1回とする。 3 非番は、第二当番勤務の勤務終了時刻から当該日の午後12時までの時間をいう。				

(2) 指定当番制

当務別	出勤時刻	勤務終了時刻	総時間	勤務時間	休憩時間
日勤	原則として午前8時30分	原則として午後5時15分	8.45	7.45	1.00
当番	午後2時30分から 午後4時00分までの間	午前10時00分から 午前11時30分までの間	19.30	15.30	4.00
早出当番	午前8時30分から 午前9時30分までの間	翌午前9時30分から 午前10時30分までの間	25.00	15.30	9.30
摘要	1 日勤の出勤時刻及び勤務終了時刻は、当該日勤日の勤務内容を勘案し、その都度、弾力的に設定するものとする。 2 当番は、原則として6日に1回該当する係において行うものとする。 3 非番は、当番勤務の勤務終了時刻から当該日の午後12時までの時間をいう。				

(3) 毎日制及び駐在制

運用区分	出勤時刻	勤務終了時刻	総時間	勤務時間	休憩時間
毎日制	原則として午前8時30分	原則として午後5時15分	8.45	7.45	1.00
駐在制					
摘要	署長は、駐在所の特性にかんがみ、管内の警察事象等地域の実態を勘案して、駐在所勤務員に1日の正規の勤務時間を必要な時間帯に割り振ることができる。				

第4章 地域警察活動

第1節 運用計画等

(所管区等の設定)

第10条 署長は、交番、駐在所及び署所在地ごとに、次の各号の事項を勘案して所管区を定めるものとする。

- (1) 世帯数及び人口
- (2) 地域の広狭及び地勢
- (3) 事件事故等の発生状況
- (4) 交番及び駐在所の位置
- (5) 市街地構成の状況及び地域の特殊事情
- (6) その他諸般の状況

2 警備派出所については、警戒警備の目的を達成するため、警備区を定めるものとする。

(受持区の設定)

第 11 条 署長は、次の各号により所管区ごとに受持区を設定するものとする。

- (1) 交番及び署所在地にあつては、世帯数、面積その他の実態を勘案して、所管区を原則として配置定数の数で分割する。
  - (2) 駐在所にあつては、原則としてその所管区とする。
- 2 受持区には、所管区ごとに一連番号を付するものとする。
- 3 受持区には、受持員を指定するものとする。

(巡回連絡専従員の指定)

第 12 条 署長は、巡回連絡の効率化を図るため、巡回連絡専従員を指定することができる。

(交番の弾力的運用)

第 13 条 署長は、地域警察活動の強化を図るため、事件事故等の発生状況、地域の実態等を勘案し、次の各号により、交番を弾力的に運用することができる。

- (1) 交番の統合運用
- (2) その他署情に応じた効率的かつ効果的な運用

(ブロック制の運用)

第 14 条 署長は、地域係長の指揮監督体制及び地域責任の確立並びに交番等と警ら用無線自動車の統一的運用を図り、地域に密着した警察活動を推進するため、所要のブロックを設定して運用するものとする。

(交番所長制)

第 14 条の 2 署長は、原則として交番に常駐し、毎日制又は交替制により勤務する地域警察幹部（以下「交番所長」という。）を置くことができる。

2 交番所長には、原則として警部補をもつて充てるものとする。

(班長・車長制)

第 14 条の 3 地域警察幹部を配置しない交番には交番ごとに各係の班長を、警ら用無線自動車及び移動交番車には車両ごとに各係の車長をそれぞれ置くものとする。

2 署長は、必要により地区交番、警備派出所、水上派出所及び警ら隊に班長を置くことができる。

3 班長及び車長には、原則として巡查長をもつて充てるものとする。

(警ら隊の運用)

第 15 条 署長は、管内の盛り場、犯罪多発地域及び交通要点等に対する地域警察活動の効果をあげるため、警ら隊を設けて運用することができる。

(勤務基準等の策定)

第 16 条 署長は、第 9 条の規定に基づき、各活動単位で勤務する警察官に管内の実情に即した勤務の基準を策定させるものとする。

(運用計画等の策定)

第 17 条 署長は、地域警察活動の効率化を図るため、次の計画を地域警察幹部に策定させなければならない。

(1) 月間計画

ア 年間の運営重点及び地域警察幹部会議等の結果に基づき、管内実態に即した月間の活動重点、配置運用及び指導重点等

イ 地域警察官の配置、週休日等の指定

(2) 当務計画

当務日における活動重点、配置運用、幹部の指導重点、活動計画等

(自主性の向上)

第 18 条 署長は、地域警察の活動方法を定めるに当たっては、地域警察官の自主性を高めるため、その意見を聴取して計画に反映させなければならない。

(会議)

第 19 条 署長は、次の会議を開催するものとする。

(1) 地域警察幹部会議

地域警察の運営について統一した方針を確立するとともに、結果の反省と当面の問題点の改善策を検討するため、原則として月 1 回開催する。

(2) 主任会議、係員会議等

地域警察活動の能率向上を図るため、随時開催する。

## 第 2 節 警戒活動等

(交番等)

第 20 条 交番勤務の警察官（交番所長を含む。）は、交番を拠点として、次の方法により在所活動及び所外活動を行うものとする。

(1) 在所活動は、立番、見張り及び待機の方法により警戒し、各種犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、事件事故の処理、願い届けの受理、公衆接遇等に当たるものとする。

(2) 所外活動は、警ら、巡回連絡及び特別勤務の方法により、前号の職務を行うものとする。  
なお、警らは、原則として単独で行うものとする。

2 駐在所勤務及び署所在地勤務の警察官は、駐在所又は本署を拠点とし、前項の方法に準じて在所活動及び所外活動を行うものとする。

3 警備派出所勤務及び水上派出所勤務の警察官は、警備派出所又は水上派出所を拠点とし、第 1 項の方法に準じて、特定の対象、地域等に対する警戒警備その他諸般の警察活動に当たるものとする。

- 4 交番その他の派出所及び地区交番の事務室入口の扉は常時開けておくものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、一時的に事務室入口の扉を閉めることができる。
- 5 交番等においては、夜間は常時赤色灯及び事務室の室内灯を点灯しておくものとする。

(地域安全センター)

第20条の2 地域安全センターは、警察事象の発生状況等を勘案の上、特別の事情がある場合に設置できるものとする。

- 2 地域安全センターの運用、設置及び廃止については、地域部長が別に定めるものとする。

(巡回連絡専従員)

第20条の3 巡回連絡専従員は、警察署又は交番等を拠点とし、巡回連絡を通じて管内実態の把握に当たるものとする。

(警ら用無線自動車)

第21条 警ら用無線自動車の活動は、広域にわたる警ら又は待機の方法を通じて、警戒活動を行うほか、110番等緊急要務の処理その他諸般の警察活動に当たるものとする。

- 2 警ら用無線自動車は、複数の警察官で運用するものとする。ただし、地域警察活動の効率化を図るため必要がある場合は、単独で運用させることができる。
- 3 警ら用無線自動車の運行に当たっては、次の事項を通信指令本部に連絡するものとする。
  - (1) 移動局名
  - (2) 出向、帰署の時刻及び活動種別
  - (3) 事件事故等の取扱いの開始及び終了
- 4 署長は、自動車警ら活動を強化する必要があるが生じた場合及び故障休車が生じた場合は、地域部長に自動車警ら隊の派遣又は警ら用無線自動車の貸出しを要請することができる。

(警ら隊)

第22条 警ら隊は、警察署又は交番等を拠点とし、警ら、検問等を通じて集中的かつ重点的に地域警察活動を行うものとする。

(移動交番車)

第23条 移動交番車は、特定の場所に一定時間停止して防犯指導、願い届けの受理、警察広報等の活動に当たるとともに、指定された区域内の警らを行うなど交番等の警戒活動を補うものとする。

- 2 警ら用無線自動車は、警らに際して、必要により移動交番車としての活動を行うものとする。

(ふれあい活動)

第23条の2 地域警察官は、地域住民とのふれあい活動を積極的に推進し、都民の理解と協力の確保に努めるものとする。

(勤務変更)

第24条 地域警察官は、当務日の勤務が勤務基準により難しい場合には、原則として担当幹部の承認を受けて勤務を変更することができる。

(活動記録)

第25条 署長は、活動単位ごとに、当務日の活動状況を地域警察官に記載させておかなければならない。

(書類等の整備活用)

第26条 警察署及び交番等には、地域警察活動上必要な書類簿冊を備え付けて活用を図らなければならない。

### 第3節 幹部等の職務

(地域警察幹部の責務及び職務)

第27条 地域警察幹部は、地域警察運営の適正を期するため、次の区分により部下の指揮監督及び指導教養を行い、その責を負うものとする。

- (1) 地域課長 地域警察官全般（地区交番所長は、地区交番全般）
- (2) 課長代理 担当係の地域警察官（地区交番所長代理は、地区交番の地域警察官）
- (3) 地域各係長 担当係の地域警察官又は担当区域（ブロック、交番等）の地域警察官若しくは指定された担当の地域警察官
- (4) 主任 担当する地域警察官

2 地域警察幹部は、地域警察活動の適正と能率化を図るため、自ら警戒活動を行いつつ、率先して事件事故の処理に当たり、前項に掲げる責務のほか、次の職務を行うものとする。

- (1) 地域警察に関する企画立案
- (2) 地域警察官の配置及び運用
- (3) 地域警察官の実践指導
- (4) 他の課（係）との連絡協調
- (5) 地域警察に必要な事務の処理

3 地域警察幹部は、自らの勤務又は部下の指揮監督及び指導教養を通じて知り得た地域警察官の規律及び執行務の状況、推賞・訓戒事項、地域警察運営上の参考事項等を署長に報告するものとする。

(個別指導)

第28条 地域警察幹部は、部下の個性及び能力に応じてその実務能力を高めるため、個別指導に努めなければならない。

(地域警察幹部以外の幹部の職務)

第29条 地域警察幹部以外の幹部（署長の指定する者を除く。）は、署長の定めるところにより、計画的に交番等を巡視し、その分掌する事務のうち、地域警察活動に必要なものについて指導教養に当たるものとする。

2 地域警察幹部以外の幹部は、前項の巡視を通じて知り得た地域警察官の規律及び執行務の状況、推賞・訓戒事項等のうち必要、特異なものと認めるものについては、速やかに署長に報告するとともに担当幹部に連絡するものとする。

(班長等の職務)

第30条 班長及び車長は、相勤員の指導、勤務の調整及び融和協調に努めるほか、勤務場所に



おける施設、車両、書類簿冊等の保守管理の責任を負うものとする。

- 2 1 交番に複数の班長が同時に勤務する場合は、当該交番の班長がその職務を行うものとする。
- 3 班長又は車長は、主任と勤務を共にする場合は、主任を補佐するものとする。

#### 第4節 交番相談員

(交番相談員)

第30条の2 署長は、警視庁一般職非常勤職員の設置に関する規程（平成27年3月30日訓令甲第16号。以下「一般職非常勤規程」という。）に基づき雇用された交番相談員を、署長が指定する交番に配置するものとする。

- 2 交番相談員の運用については、一般職非常勤規程等に定めるもののほか、地域部長が別に定めるものとする。

#### 第5節 地域安全サポーター

(地域安全サポーター)

第30条の3 地域安全サポーターは、地域安全センター及び地域安全サポーターに関する規程第3条に規定するものをいう。

- 2 地域安全サポーターの運用については、一般職非常勤規程等に定めるもののほか、地域部長が別に定めるものとする。

### 第5章 補則

(東京湾岸警察署の特例)

第31条 東京湾岸警察署長は、前4章によるほか、次の各号の特例を定めて運用することができる。

- (1) 警備艇警ら、沿岸徒歩警ら、訪船連絡等警備艇活動の要領
- (2) 管轄外水域における警ら区の設定
- (3) 警備艇警らに際し、必要ある場合、管轄区域外の沿岸徒歩警ら
- (4) 共同受持区の設定

(適用の特例)

第32条 署長は、特別の事情により、この規程により難しい事項については、地域部長の承認を得て別の定めをすることができる。

- 2 署長は、大規模災害等の発生で緊急かつ必要な場合には、この規程によらないことができる。

(転用)

第33条 署長は、地域警察官を地域警察以外の職務に従事させる場合は、地域警察活動の基本体制を阻害しないようにしなければならない。

- 2 継続して地域警察官を他の職務に従事させる場合は、地域部長の承認を受けなければならない。

(細部事項)

第34条 この規程を実施するために必要な細部事項は、地域部長が定めるものとする。